

報告第3号

専決処分(桐生市国民健康保険税条例の一部改正)の承認を求める
について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のと
おり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月1日提出

桐生市長 亀山豊文

専 決 処 分 書

桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市条例第 27 号

桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

桐生市国民健康保険税条例(平成 12 年桐生市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「54 万円」を「58 万円」に改める。

第 21 条本文中「54 万円」を「58 万円」に改め、同条第 2 号柱書中「27 万円」を「27 万 5,000 円」に改め、同条第 3 号中「49 万円」を「50 万円」に改める。

第 22 条の 2 第 2 項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の桐生市国民健康保険税条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 29 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報 告 説 明

報告第3号 専決処分(桐生市国民健康保険税条例の一部改正)の承認を求める について

平成30年3月31日付けをもって地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、桐生市国民健康保険税条例についても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、平成30年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

主な内容は、基礎課税額における課税限度額の引上げ並びに国民健康保険税の減額措置における5割減額及び2割減額の対象世帯に係る判定所得基準を改めるものです。